

2026年7月20日

鹿児島地方最低賃金改定に関する関係労働者の意見陳述

鹿児島県労働組合総連合 議長 福丸 裕子

審議会委員の皆様には、鹿児島地方最低賃金制度の機能発揮に向けてご尽力いただいておりますことに深く感謝いたします。

最低賃金をめぐる動きについては、近年マスコミ報道などでも注目を集めることになっています。2025年の鹿児島県の最低賃金は73円引き上げられて1,026円となり、鹿児島でも時給1,000円の壁を突破しましたが、それでも、私たちは「首都圏との賃金格差が是正されていない」と感じています。「全国一律最低賃金制度」の検討が必須であると痛感しています。

2025年の最低賃金改定による加重平均1,121円では低額で人間らしく暮らすことはできません。最低賃金近傍で働く労働者はダブルワーク、トリプルワークせざるを得ず、物価高騰のなか、暮らしていけないと悲鳴があがっています。

最高額の東京(1,226円)と鹿児島県(1,026円)との差は200円となっており、全国展開している店舗で、同じ労働を同じ時間(150時間)おこなったとして月30,000円、年収で36万の差となります。最低賃金が低い地方から、賃金の高い都市部へ人口は流失しており、地域経済が疲弊していく要因となっています。私たちはこの間全国で都道府県単位での「最低生計費調査」を行い、鹿児島では2019年に、またデータのアップデート化を2024年に行い、その方向に確信を持っています。データについては後述いたします。

地域経済で言えば、この間の無策が地方から大都市への人口移動を推進したとも言えます。この地方の経済損失は、地域経済を冷え込ませ、地方における中小企業経営において、労働力を十分に確保できない等、影響を与えています。今いくつかの自治体首長は、人口の流失や地域経済の疲弊を、これ以上放置できないと、地方最低賃金審議会にむけ、格差是正とそのための最賃引き上げを求めて声を上げ行動しており、地方政治の重要な焦点になっています。

2025年の最低賃金改定では39県が中央最低賃金審議会目安額を上回る結果を出し、「地域間格差の是正」に対する地方の強いメッセージが示されています。

2025年は、私たち鹿児島県労連で取り組んだ「最低生計費調査のアップデート」についてこの場で陳述させていただきました。調査結果では、鹿児島市内で25歳の若者が普通に暮らすためには「男性月額268,696円(前回調査比較31,138円+)」「女性月額269,794円(前回調査比較30,823円+)」(ともに税・社会保険料込み)という結果となりました。年額に換算すると約323万円となり、過去の試算から9.9%上昇しました。試算の月額を賃金収入で得るとすると、時給換算で「男性1,584円」「女性1,593円」(中央最低賃金審議会を用



いる法定の最も長い所定内労働時間月 173.8 時間で計算した場合。月 150 時間換算をすれば男性 1,794 円、女性 1,798 円となり、より金額としては上昇する) となりました。労働時間を含めて人間らしく「ふつうに暮らす」ためには、現在の最低賃金ではとても足りず、時給 1,500 円以上が必要であることを明らかにしました。

全労連と地方組織が全国 27 都道府県で約 5 万人の協力で行ってきた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも 25 歳単身で月額 24 万円(税込み)・時間額 1,800 円以上(月 150 時間換算)必要との結果が示され、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。そして、物価上昇を加味した直近のデータでは 1,800 円、1,900 円の結果が出ています。

直近の調査報告では、2025 年度改定で最低額だった宮崎において、宮崎県労連が最低生計費試算調査を行い、今年 6 月に調査結果を公表しています。女性で 1,906 円、男性 1,895 円と、宮崎より最低賃金の高い他県と変わらない結果が出ています。

現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題をもっています。目安額の上乗せも、「ランクやブロックで最下位にならないためのもの」となり、目安方式そのものが問われる事態になっています。「地域間格差拡大の抑制」という点から、高い地域は低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。200 円と開いたままの格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要だと考えます。

いま労働者・住民のいのちと暮らしは、実質賃金は連続マイナス、社会保障の負担額の異常な増加や教育費の高騰、中東情勢の悪化で、ホルムズ海峡の封鎖による原油の流通を滞らせ、日本においても物価高騰が労働者・国民の生活に直接影響を及ぼし、長期間にわたる困難に追い打ちをかけ、生活は厳しさを増してくらしの危機をもたらしています。

私たち県労連の仲間が多く働く医療、介護、福祉などケア労働者は、この物価高のなかで実質賃下げとなっています。また、最も困難な生活を強いられる非正規労働者で働く仲間の賃上げは抑制的であり、生活改善どころか、消費者物価指数の食料・光熱費・医薬品など生活に欠かせない「基礎的支出項目」の上昇にもおよばず、厳しさが増しているのが実態です。困窮する国民生活を支え、「格差と貧困の是正」と雇用を守るために「労働者の賃金底上げによる経済」への転換が図られるようご尽力いただくようお願いします。

目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせません。日本の企業数で中小企業が占める割合は 99.7%で、約 7 割の労働者が中小企業で働いています。最低賃金の大幅な引き上げについて、特に中小企業では個々の企業努力だけでは難しいこともわかっています。私たち全労連・鹿児島県労連は最低賃金の引き上げのためには、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が、最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政

措置を国に求めています。政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールの整備、社会保険料の減免措置など具体的な中小企業・小規模事業所支援策の実施を求める提言を行っています。

審議委員の皆様、中央の目安での金額のみで論議するのではなく、鹿児島で働く方がたに寄り添った審議会であって欲しいと期待しています。特に時給で働く非正規の方はほんとに困っています。この間毎年申し上げていることですが、その重たい事実に向き合っていただけないでしょうか。

審議会の皆様には県内で働くすべての労働者に対して、「健康で文化的な生活」を送るに足るのかどうか、労働基準法第1条「人たるに値する生活を営むための必要を満たすべき」その水準に及んでいるのかどうか、審議を強く求めます。

以上

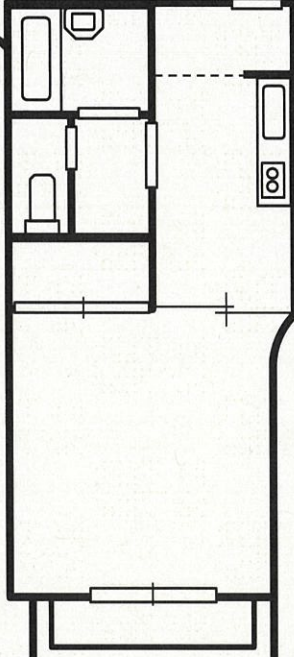
2019年の試算を コロナ禍・物価高 踏まえてアップデート ライフスタイル変化

若者が人並みに生活するために必要な賃金は？

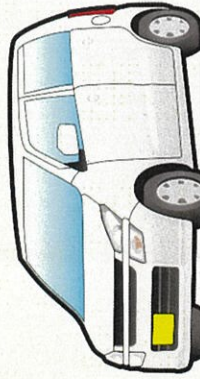


鹿児島市在住 25 歳男性で、月に 27 万円弱は必要

鹿児島市谷山中央地区周辺・25 m²



平日昼食：600 円の弁当



軽自動車所有、サブスク、押し活



家賃・共益

3 万 8000 円

食費

4 万 9878 円

被服・履物

6137 円

交通・通信

3 万 8974 円

税・社保料

5 万 4096 円

...

月額

26 万 8696 円

人間らしい生活のために^{少なくとも}1,500 円は必要

人間らしい生活と両立させるには
(月 150 時間)

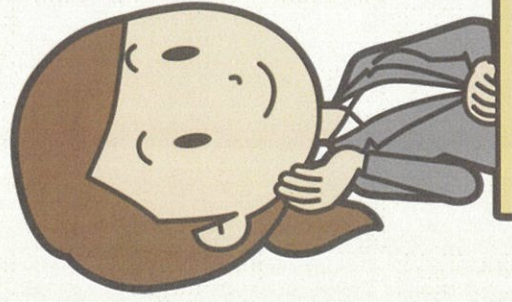
フルタイムで祝・祭日関係なく働いても
(月 173.8 時間)

必要な
時 給

男性：1,791 円
女性：1,799 円

必要な
時 給

男性：1,546 円
女性：1,552 円



時間あたり 900 円以上不足



時間あたり 650 円以上不足

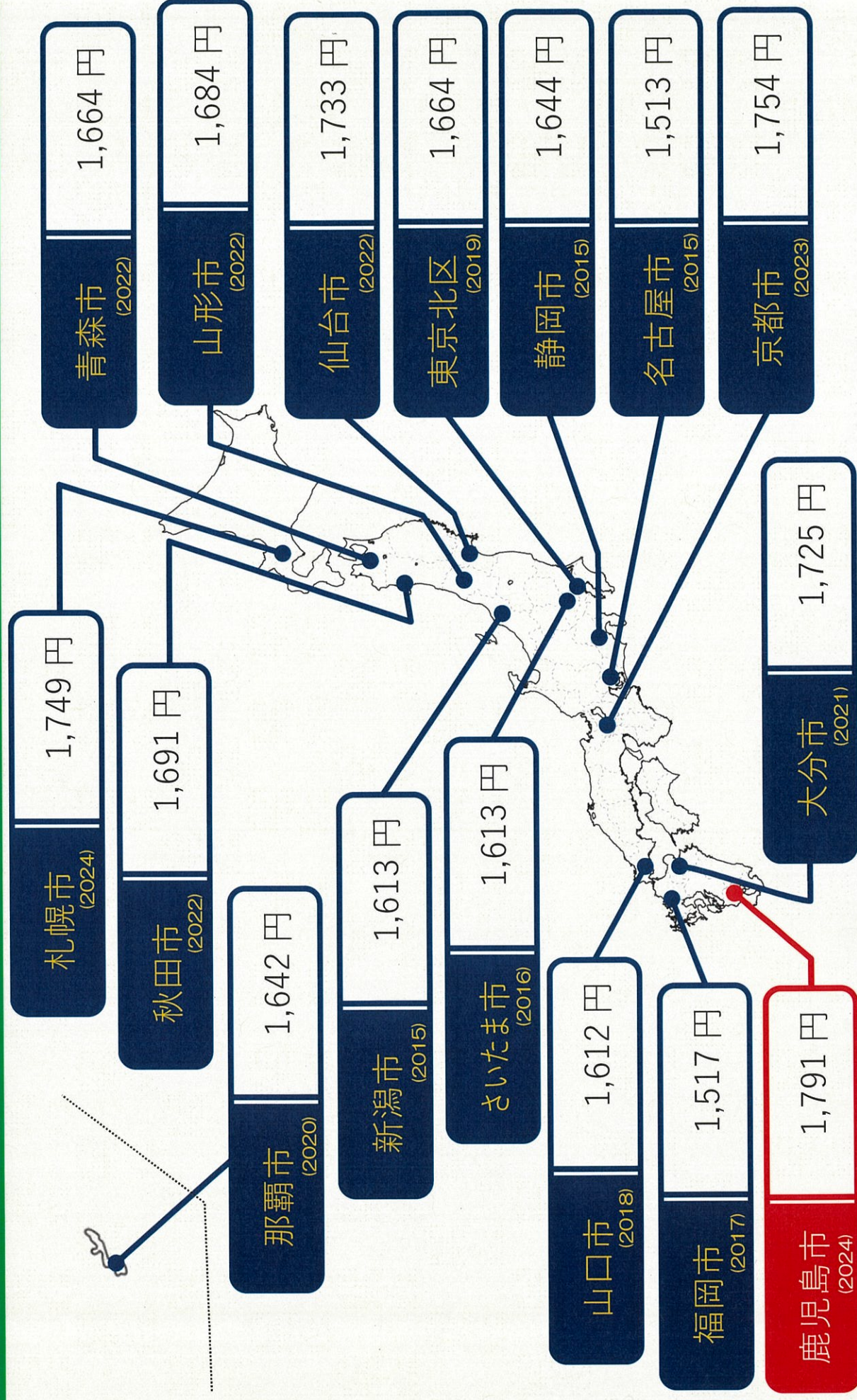


鹿児島県の最賃

897 円⇒24 年度 953 円

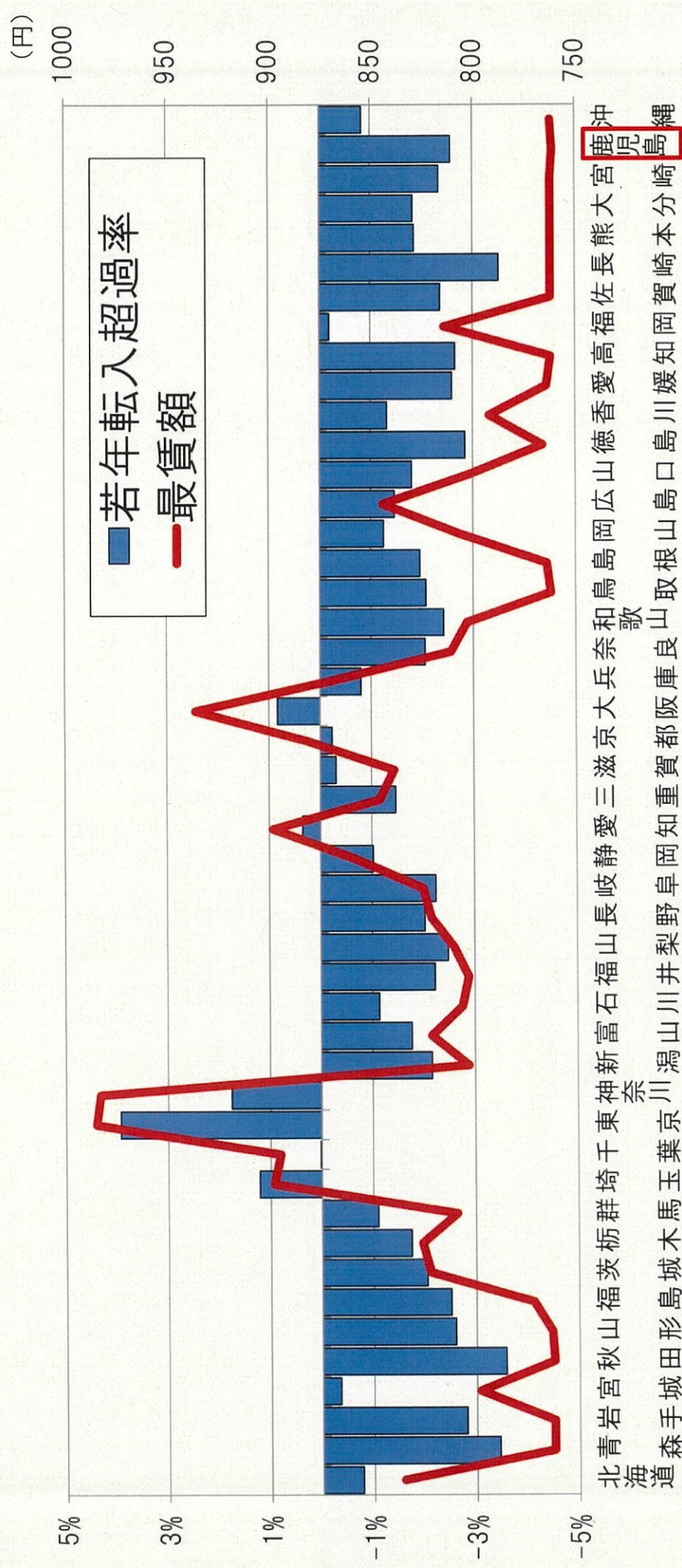
全国どこでも変わらない生計費

(男性・月 150 時間労働)



最賃の格差が地方の衰退につながる

都道府県別若年（15～29歳）転入超過率と地域別最賃の相関
 「令和元年住民基本台帳人口移動報告」、「平成30年住民基本台帳人口移動報告」より作成



鹿児島県最低生計費試算調査結果（若年単身世帯）—2024 年改訂版

2024 年 8 月 26 日

鹿児島県労働組合総連合（鹿児島県労連）

監修：中澤秀一（静岡県立大学短期大学部）

はじめに

鹿児島県労働組合総連合（鹿児島県労連）では、2018 年に最低生計費試算調査を実施し、鹿児島県鹿児島市に在住の 25 歳の一人暮らしの若者がと普通の暮らしをするためには、男性で月額 237,558 円、女性で同 238,971 円が必要であるという結果が得られた（表 1 参照）。

表 1 鹿児島県鹿児島市若年単身世帯の最低生計費試算結果（2018 年調査）

自治体名		鹿児島市	
性別		男性	女性
最賃ランク		D*	
消費支出		176,843	178,056
	食費	39,941	31,445
	住居費	34,000	34,000
	水道・光熱	8,101	9,636
	家具・家事用品	3,401	3,779
	被服・履物	5,680	6,733
	保健医療	1,181	3,768
	交通・通信	39,469	39,469
	教養・娯楽	21,257	22,302
	その他	23,813	26,924
非消費支出		43,115	43,115
予備費		17,600	17,800
最低生計費 （月額）	税抜	194,443	195,856
	税込	237,558	238,971
年額（税込）		2,850,696	2,867,652
必要最低賃金額 A（173.8 時間換算）		1,367	1,375
必要最低賃金額 B（150 時間換算）		1,584	1,593

（注 1）大卒後勤続 3 年目・賃貸ワンルームマンション・アパート（25 m²）に居住という条件で試算。

（注 2）その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費（1 ヶ月 6,000 円）を含む。

（注 3）非消費支出＝所得税＋住民税＋社会保険料

* 2023 年にランク制度が見直されて、現在は C ランクとなっている。

結果の公表から、約 5 年が経過し、その間に消費税の 10%への増税や 2022 年から始まる物価高騰など、国民の暮らしを直撃する出来事があり、それに見合った生計費試算の改定が必要となった。今回は、2024 年 5 月時点での若者の一人暮らしにかかる最低生計費の試算結果を報告するものである。以下、改定の内容について解説する。

1. 消費支出の物価変動について

- ・2018 年から 2024 年 5 月にかけての物価変動を総務省統計局公表の「消費者物価指数」(CPI) を用いて分析し、係数を各費目に乗じた。
- ・なお、係数を乗じて調整した項目は、光熱水費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、通信費、教養娯楽耐久財費、教養娯楽用品、理美容品費。

2. 食費について (前回から 24.6%増)

・2023 年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、最も年間収入の低い第 1 五分位階層の 100g 当たりの消費単価を 4 つの食品群に分けてそれぞれ計算した (表 2)。具体的には、「2023 年家計調査年報」の品目別分類の各費目の購入数量および 100 グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた (ただし、嗜好品については、100 k カロリー当たりの価格で算出)。なお、鹿児島市における 2024 年 5 月時点での食費の物価上昇率は、2023 年平均に比べ 2.7%増となっていることを考慮し、食費合計額に物価上昇分を加えている。

次に、女子栄養大学出版部『食品成分表 2023 資料編』にもとづき、1 日当たりの必要なカロリーを算出した (25 歳男性 1 日当たり 2650 k カロリー、25 歳女性 1 日当たり 1950 k カロリー)。また、「4 つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成 (1 人 1 日当たりの重量=g)」(香川明夫：女子栄養大学教授監修) にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試案にもとづきエネルギー必要量の 1 割は嗜好品でまかなうようにした。

表 2 4 つの食品群別にみた、100g 当たりの消費単価

第 1 群				第 2 群			
乳・乳製品		卵		魚介・肉		豆・豆製品	
31.34	円	45.69	円	192.39	円	24.05	円
第 3 群				第 4 群			
野菜・海藻		いも類		穀類		砂糖	
45.93	円	38.38	円	55.11	円	37.75	円
		果物				油脂	
		55.51	円			55.87	円
嗜好品 (飲料・酒類)							
100 k カロリー当たり							

87.39 円

なお、男女ともに、昼食のコンビニ弁当は 500 円から 600 円に、飲み会の費用は 3,000 円から 4,000 円にそれぞれ引き上げている。

3. 家賃について（前回から 11.8%増）

・2024 年版改定のために家賃相場の再調査をインターネットを用いて実施した（2024 年 5 月時点）。具体的には、単身用住宅として、25 m²の民間賃貸アパート・マンション（ワンルーム or 1 K、2 階以上、エアコン付き）について、各都市にてインターネットにて家賃を調査した。なお、合意形成会議の結果をふまえて、前回の居住地域は郡元地区であったが、今回は谷山中央地区に変更した。

鹿児島市谷山中央地区

条件に該当するのは 127 件。最低は 35,000 円、最高は 52,000 円。4 万円台が最も多かった。38,000 円を住居費とした。

4. 家具・家事用品について（前回から 16%増）

湯を沸かす家電として、前は「電気ポット」を所有させたが、今回は手軽に使える「電気ケトル」に代えた。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事用耐久財				
電子レンジ	5980	6	1	83
自動炊飯器	8900	6	1	124
電気冷蔵庫	22800	6	1	317
電気掃除機	5980	6	1	83
電気洗濯機	16800	6	1	233
電気ケトル	1800	6	1	25
小 計				865

5. クリーニング代（前回から 1.9%増）

・男性については、背広 2 着・礼服 1 着・オーバーコート 1 着の計 4 着分のクリーニング代、女性については、ワンピース 2 着・フォーマドレス 1 着・オーバーコート 2 着の計 5 着分のクリーニング代を想定した（1 着＝1,100 円）。

男性：1 着 1,100 円 × 4 / 12 = 月額 367 円

女性：1 着 1,100 円 × 5 / 12 = 月額 458 円

6. 交通費（ガソリン代）（前回から 17.4%増）

・ガソリン代は、経済産業省資源エネルギー庁「石油製品価格調査」給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）」によると、レギュラーガソリンの価格は 2018 年 12 月では 1ℓ あたり約 155 円に対して、2024 年 5 月では同約 182 円と、17.4%増となっている。したがって、前回のガソリン代=8000 円に 0.174 を乗じて 9,392 円とした。

7. 1泊以上の旅行について（教養娯楽費では前回から 23.3%増）

・単純に旅行にかかる費用については、前回から変化はないが、後述する推し活費用が追加されたことで、実質的には旅行費用は増加している。

8. 定額制コンテンツ（サブスクリプション）について（新たに追加）

・近年、映像や音楽などコンテンツの配信サービスは多くの若者が利用しており、2024 年版では月額 3,000 円を計上した。

9. 推し活について（新たに追加）

・近年では、自分が好きなアイドル・俳優・キャラクターを「推す」=応援することが日常のモチベーションアップにつながっていることから、2024 年版では新たに推し活のための費用を計上した（年額 20,000 円）。

10. 冠婚葬祭について（前回から 46.2%減）

・コロナ禍の影響で結婚式に参加する頻度は低下しているとみて、冠婚葬祭にかかる費用は年間で男性=30,000 円、女性=40,000 円とした（前回 は年間で男性=60,000 円、女性=70,000 を計上）。

11. 理美容品費（前回から 1.9%増）

・男性の理美容品として、化粧水と乳液を追加した。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
理美容用品（男性）				
ヘアードライヤー	2980	6	1	41
歯ブラシ	198	1	12	198
かみそり	838	1	6	419
洗顔フォーム	213	1	12	213
シャンプー	343	1	12	343
リンス・コンディショナー	398	1	12	398
ボディーシャンプー	243	1	12	243
歯磨き	203	1	12	203
化粧水	551	1	12	551
乳液	798	1	12	798
小 計				3407

12. プレゼント費用について（前回から 66.7%増）

- ・合意形成会議の結果、プレゼントにかかる費用は年間 50,000 円とした（前回は年間 30,000 円を計上）。

13. 年収設定の改定について

- ・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和 5 年）の結果に基づいて、若者（25 歳、大卒、勤続 3 年目）の年収設定を以下のように改定した。なお、賃金の改定に伴い、労働組合費（賃金の 1%に相当）も改定。

（資料）令和 5 年「賃金構造基本統計調査」、鹿児島県、一般労働者

区分	企業規模計（10 人以上）産業計 男女計							
	年齢 （歳）	勤続 年数 （年）	所定内 実労働 時間数 （時間）	超過 実労働 時間数 （時間）	きまって 支給する 現金給与 額（千円）	所定内 給与額 （千円）	年間賞与 その他特 別給与額 （千円）	労働者数 （十人）
20～24	22.7	2.4	170	11	230.5	211.5	384.8	2 090
25～29	27.6	4.1	169	12	247.7	227.2	489.6	2 375

年収設定

鹿児島県 $22 \text{ 万円} \times 14 \text{ か月} = 308 \text{ 万円}$

13. 非消費支出の再計算について

- ・年収設定の改定および各種社会保険の保険料の改定に伴い、2024 年時点での非消費支出（所得税、住民税、厚生年金、協会けんぽ、雇用保険）の再計算を行った。

1）所得税

4 月分の給与を 220,000 円とすると、国税庁『令和 6(2024)年分 源泉徴収税額表』より、4,340 円。これにボーナスに対する分（月額 1,497 円）を加算すると、5,837 円

2）住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得 $= 308 \text{ 万円} \div 4 \times 2.8 - 8 \text{ 万円} = 2,076,000 \text{ 円}$

給与所得 - (社会保険料控除 + 基礎控除) $= 2,076,000 \text{ 円} - (457,312 \text{ 円} + 43 \text{ 万円}) = 1,188,688 \text{ 円}$

市民税（税率 6%）は、

$1,188,688 \text{ 円} \times 6\% \div 71,321 \text{ 円}$

県民税（同 4%）は、

$1,188,688 \text{ 円} \times 4\% \div 47,547 \text{ 円}$

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、71,321 円－1,500 円＝69,800 円

県民税は、47,547 円－1,000 円＝46,500 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3, 0 0 0 円
県民税	1, 5 0 0 円
森林環境税 *	1, 0 0 0 円

* 国税

したがって、住民税額（年額）は、69,800 円＋46,500 円＋3,000 円＋1,500 円＋1,000 円＝121,800 円となり、1 か月当たりでは 10,150 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3%（うち労働者分＝9.15%）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（鹿児島県）保険料率 10.13%（うち労働者分＝5.065%）

→標準報酬月額 220,000 円では、11,143 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.55%（うち労働者分＝0.6%）

→月収を 220,000 円とすると、1,320 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円＋11,143 円＋1,320 円＝32,593 円となり、×12 ヶ月分＝392,126 円となる。

これにボーナス分 65,186 円を加えると 457,312 円となる（月あたり 38,109 円）。

おわりにー2024 年版改定の総括

2024 年春闘は、大企業で歴史的な引き上げと言われるなかでも、物価高騰に追いついておらず、2 年連続で実質賃金はマイナスとなっている。また、中小零細企業や非正規労働者では、大企業正規労働者ほどの賃上げは実現していないのが実情である。

今回、2019 年に公表した最低生計費について再試算を行ったところ、普通の生活に必要な費用は税・社会保険料抜きで月額 21 万 5 千円前後であることが分かった（表 3 参照）。税や社会保険料を加味すると月額約 27 万円に達する。2024 年版の最低生計費（税・社会保険料抜き）を 2018 年版（表 1）と比較すると、約 10%上昇している（男女平均）。仮に、賃金がそれだけ上昇していなければ労働者の暮らし向きがより苦しくなったことを意味する。実際には、名目賃金は上昇どころか現金給与総額では下落しているのである。その結果、実質賃金は 2 年連続でマイナスとなっている。

2023 年 10 月の最低賃金改定により、鹿児島県では 44 円（5.2%）引き上げられ 897 円となったが、今回の改定結果では、少なくとも時給 1,500 円以上、人間らしい労働時間も加味すれば時給 1,800 円レベルが必要であることが明らかになった。現在の最低賃金額ではあまりにも低い水準と言わざるを得ない。

私たちは、ただ単に生きられれば良いというわけではない。健康で文化的な生活が憲法では保障されている。若者たちにとって、推し活はけっして贅沢ではなく、生きる活力となっているのだ。したがって、今回の試算には推し活を採り入れた。

現在も引き続き、物価は高騰しており、労働者の暮らしを守るためには物価上昇に見合うように最低賃金は引き上げられるべきである。8時間働いて普通に暮らすためには、時給額は少なくとも1,500円は必要である。この点に関しては、昨年に岸田首相は次なる最低賃金の目標として「2030年半ばまでに全国加重平均1,500円に引き上げ」を掲げており、この数字の妥当性を政府も認めているのだ。さらに、最低生計費に地域差がないことが、他の調査結果から明らかになっており、できるだけすみやかに全国一律で最低賃金1,500円の実現が望まれるのである。

表3 鹿児島県鹿児島市若年単身世帯の最低生計費試算結果（2024年改定）

自治体名		鹿児島市	
性別		男性	女性
最賃ランク		C	
消費支出		195,100	196,098
	食費	49,878	39,047
	住居費	38,000	38,000
	水道・光熱	8,715	10,366
	家具・家事用品	3,878	4,317
	被服・履物	6,137	7,273
	保健医療	1,210	3,859
	交通・通信	38,974	38,974
	教養・娯楽	26,361	27,327
	その他	21,948	26,935
非消費支出		54,096	54,096
予備費		19,500	19,600
最低生計費 (月額)	税抜	214,600	215,698
	税込	268,696	269,794
年額(税込)		3,224,356	3,237,534
必要最低賃金額A(173.8時間換算)		1,546	1,552
必要最低賃金額B(150時間換算)		1,791	1,799

(注)表1と同じ